

# 和泉市子どもの夢応援奨学金

## 令和8年度募集要項

和泉市教育委員会

奨学金についてのお問い合わせ先：

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

電話 0725-99-8160（直通）

和泉市教育委員会事務局教育・こども部

学校教育室 人権教育担当

和泉市子どもの夢応援奨学金制度は、和泉市子どもの夢応援奨学基金条例に基づき、和泉市に居住する経済的理由により就学が困難な者に対し、自ら学ぶ意欲を育成するとともに夢の実現を応援するため「和泉市子どもの夢応援奨学基金」を活用し、奨学金の給付・貸付により、教育の機会均等を図ることを目的としています。

## 1 対象者

- ① 和泉市居住で、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程又はこれらと同等と和泉市教育委員会が認める学校の入学、在学の資格を有する者。
- ② ①のうち、下記事由に該当する者。
1. 生活保護を受給している（生活保護法第6条第2項・給付金は対象外です）
  2. 昨年、又は今年、次の措置を受けた
    - イ) 生活保護の停止・廃止
    - ロ) 市民税の非課税（地方税法第295条第1項）
    - ハ) 市民税の減免（地方税法第323条）
  - 二) 国民年金保険料の免除（国民年金法第89条及び第90条）
  - ホ) 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予（国民健康保険法第77条）
  - ヘ) 固定資産税の減免（地方税法第367条）
  - ト) 児童扶養手当の受給（申請書への証書番号の記入が必要です）
  - チ) 障害年金、または、遺族年金等の受給者（確認できる書類が必要です）
  - リ) 個人事業税の減免（地方税法第72条の62）（確認できる書類が必要です）
3. 現在、失業中で公共職業安定所に求職申込をしている（確認できる書類が必要です）
4. 認定基準範囲内（所得申告は必ず行ってください）

※認定基準範囲については、下記の表から算出される金額以下の世帯です。

| 世帯構成人員                         | 2人世帯  | 3人世帯   | 4人世帯  | 5人世帯  | 6人世帯  |
|--------------------------------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 給与所得控除後の金額                     | 258万円 | 303万円  | 333万円 | 388万円 | 428万円 |
| 7人以上の世帯については、1人増すごとに50万円を加算する。 |       |        |       |       |       |
| 特 別 加 算                        |       |        |       |       |       |
| 身体障がい者がいる世帯                    |       | 30万円加算 |       |       |       |
| 父、母又は両親がいない世帯                  |       | 30万円加算 |       |       |       |

※ 身体障がい者がいる世帯、父、母又は両親がいない世帯は、申請書の備考欄に記入し、それを証明する書類の写しを添付してください。

※ 選定は原則として令和6年中の所得を参考にします。

## 2 獎学金の種類、給付及び貸付額について

奨学金には、「給付型」と「貸付型」があります。

「給付型」は原則、返還の必要はありませんが「貸付型」は卒業後に返還していただきます。

※**給付型**については、他の貸付、給付と併用可能です。

(但し、生活保護法の教育扶助を受けている世帯に属する者は除きます。)

※**貸付型**については、大阪府育英会、生活福祉資金（教育支援資金）、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付を受ける場合、重複しての貸付申込みはできません。

|     |                   |   |
|-----|-------------------|---|
| 給付型 | 入学時に必要な教科書等の経費の給付 | 一時金 40,000円<br>但し、生活保護法の教育扶助を受けている世帯に属する者を除く。<br>【給付時期】3月下旬～4月に振込予定   |
|     | 入学資金              | 一時金：90,000円以内<br>【貸付時期】申請から約1ヶ月後、指定口座へ振込予定  |
| 貸付型 | 奨学資金              | 国公立：6,000円以内(月額)<br>私立：8,000円以内(月額)<br>【貸付時期】在学証明書（入学・進級後の4月・10月）提出後、令和8年5月下旬頃に前期分、令和8年11月下旬頃に後期分を指定口座へ振込予定 |

## 3 申請期限

### ★ オンライン申請の受付（給付型のみ）

令和8年2月2日（月）から 3月20日（金・祝）17時まで（厳守）



給付型奨学金の申請には  
オンライン申請が簡単・便利です！

### ★ 窓口での申請書の受付（給付型・貸付型）

令和8年2月2日（月）から 3月19日（木）17時まで（厳守）

（土日祝日を除く9時～17時まで。※3月20日は祝日のため窓口での受付はできませんのでご注意ください）

併願校に合格した時点で申請可能です。期日に余裕を持って申請してください。

### 3 申請手續

(1) 教科書等の経費の給付の場合（対象：新1年生）

## ★申請手續方法

## 【方法 1】オンライン申請

和泉市ホームページのオンライン申請用ページから申請してください。



こちらのQRコードを読み取り  
申請してください

※7ページの「オンライン申請をされる方へ」を事前にお読みください。

## 【方法 2】窗口申請

- ・下記を和泉市教育委員会学校教育室に提出してください。  
① **和泉市子どもの夢応援奨学金交付申請書**（様式第1号）  
② **合格を証明するもの**（合格証明書もしくは合格通知書）

## (2) 入学資金の貸付の場合（対象：新1年生）

- ・下記を和泉市教育委員会学校教育室に提出してください。(窓口申請のみ)  
① 和泉市子どもの夢応援奨学金交付申請書 (様式第1号)  
② 合格を証明するもの (合格証明書もしくは合格通知書)  
③ 誓約書 (様式第2号)

### (3) 奨学資金の貸付の場合（対象：新1・2・3年生）

- ・下記を和泉市教育委員会学校教育室に提出してください。(窓口申請のみ)  
① **和泉市子どもの夢応援奨学金交付申請書** (様式第1号)  
② **誓約書** (様式第2号)  
③ 在学証明書 (申請時は不要ですが入学・進級後、以下の期日までに提出が必要)  
前期分: 令和8年4月1日以降に発行されたものを、

令和8年4月1

（金）までに提出。  
発行された車の登

後期分：**平成8年10月1日以降**に発行されたものと、**令和2年10月2日**

令和8年10月9日(金)までに提出。

※ 教科書等の経費の給付・人字資金の貸付・奨学資金の貸付を、同時に申請することができます。希望者は和泉市子どもの夢応援奨学金交付申請書（様式第1号）「希望奨学金の種類」欄の、必要な種類にすべてチェックを入れてください。また、裏面の申請理由、高等学校等に入学して学びたいこともも必ずご記入ください。

※ 申請にあたっては本人・保護者がしっかりと相談したうえで、氏名欄は必ず自筆で署名してください。また、押印は、朱肉使用の印鑑をお願いします。

※ 申請後、本人又は保護者に直接電話等で連絡を入れる場合があります。なお、誓約書（貸付希望の場合のみ）には、同居家族以外の連帯保証人が必要となります。

※ 貸付型はオンライン申請ではできません。

## 4 奨学生の認定

所得基準額表に基づき審査し、結果を通知します。(奨学生は指定口座へ振り込みます。)

## 5 奨学資金貸付期間

奨学資金の貸付期間は、貸付けをした期間の合計が当該学校等における正規の修業年数に達するまでとします。(毎年申請が必要です。)

## 6 入学資金・奨学資金の返還

入学資金・奨学資金は学資として貸付けるもので、奨学生は卒業後必ず、貸付を受けた入学資金・奨学資金を期限内に返還してください。(無利息)

連続して6ヶ月以上の返還の滞納があった場合は、遅延損害金が発生し、郵送での督促だけでなく、電話・訪問による督促を行います。この場合、債務の回収に必要な範囲内で、個人情報を保有する関係機関に調査・照会を行い、個人情報の提供を受けること及び利用することをご了承ください。

さらに、長期返還が滞っている場合は、支払督促等の法的手続きをとることになりますので、このような事態をさけるためにも定期的な返還を行ってください。(和泉市子どもの夢応援奨学基金条例施行規則第10条)

- ① 返還時期は、貸付けが終了した翌月から毎月とし、11年間を限度とした返還計画書によって返還するものです。
- ② 退学等の理由により、奨学生としての資格を失った場合も同様に返還してください。

## 7 返還猶予

高等学校等の卒業後、更に進学される場合は、所定の手続きにより、その間の返還を猶予することができます。

猶予は1年単位とし、毎年猶予申請手続きが必要です。

なお、入学資金のみ貸付希望で奨学資金の貸付けを希望されない場合についても、猶予申請手続きが必要です。

※返還猶予を希望される場合は、以下の書類を提出してください。

- ① 奨学生返還猶予申請書（様式第8号）
- ② 在学証明書

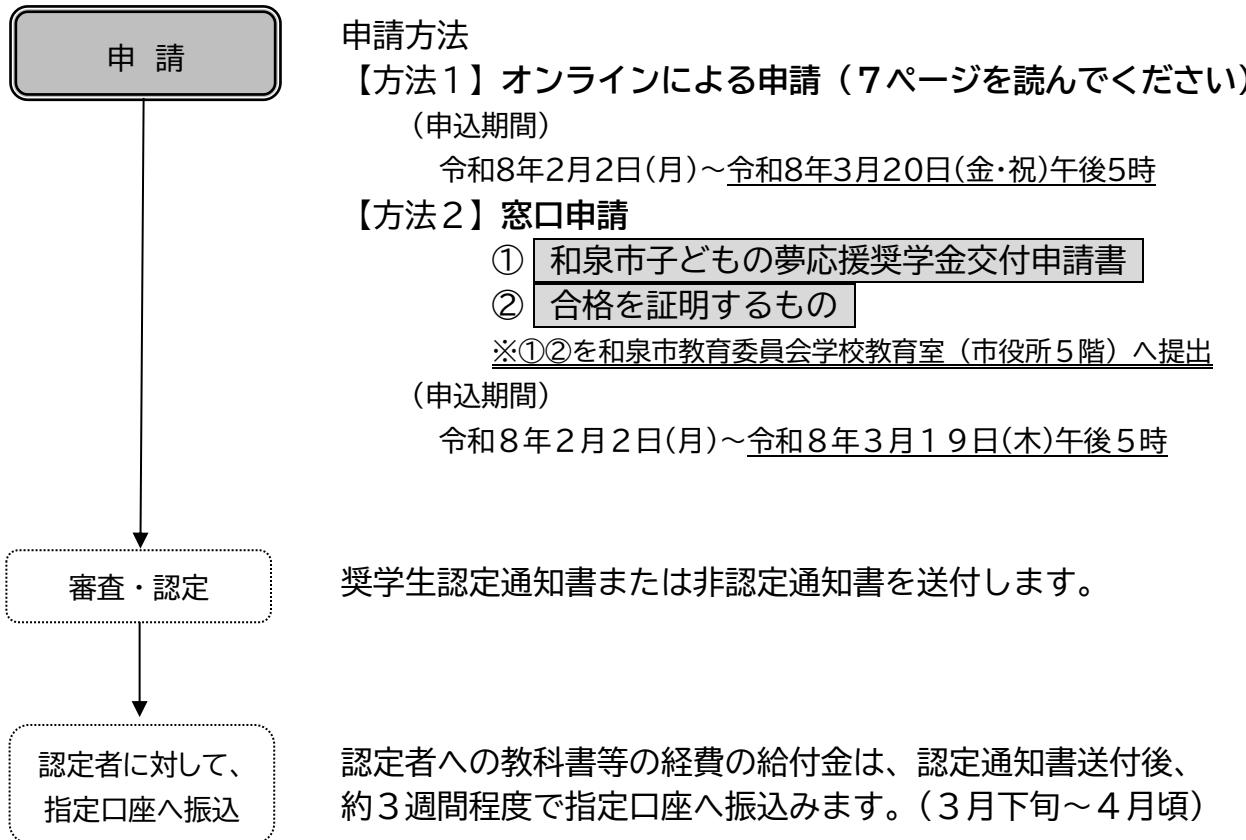
## 8 奨学生の義務

- ① 貸付けを受けた奨学生は、高等学校等の卒業前に借用証書兼返還計画書（様式第6号）を提出しなければなりません。また、他の理由で奨学資金の貸付けを終了する場合も同様です。
- ② 貸付けを受けている期間及び貸付終了後の返還期間は、本人、保護者の住所、その他重要事項に異動・変更があったときは、身上異動届（様式第5号）を提出しなければなりません。

※申請者は「和泉市子どもの夢応援奨学基金条例」、「和泉市子どもの夢応援奨学基金条例施行規則」を必ずご確認ください。

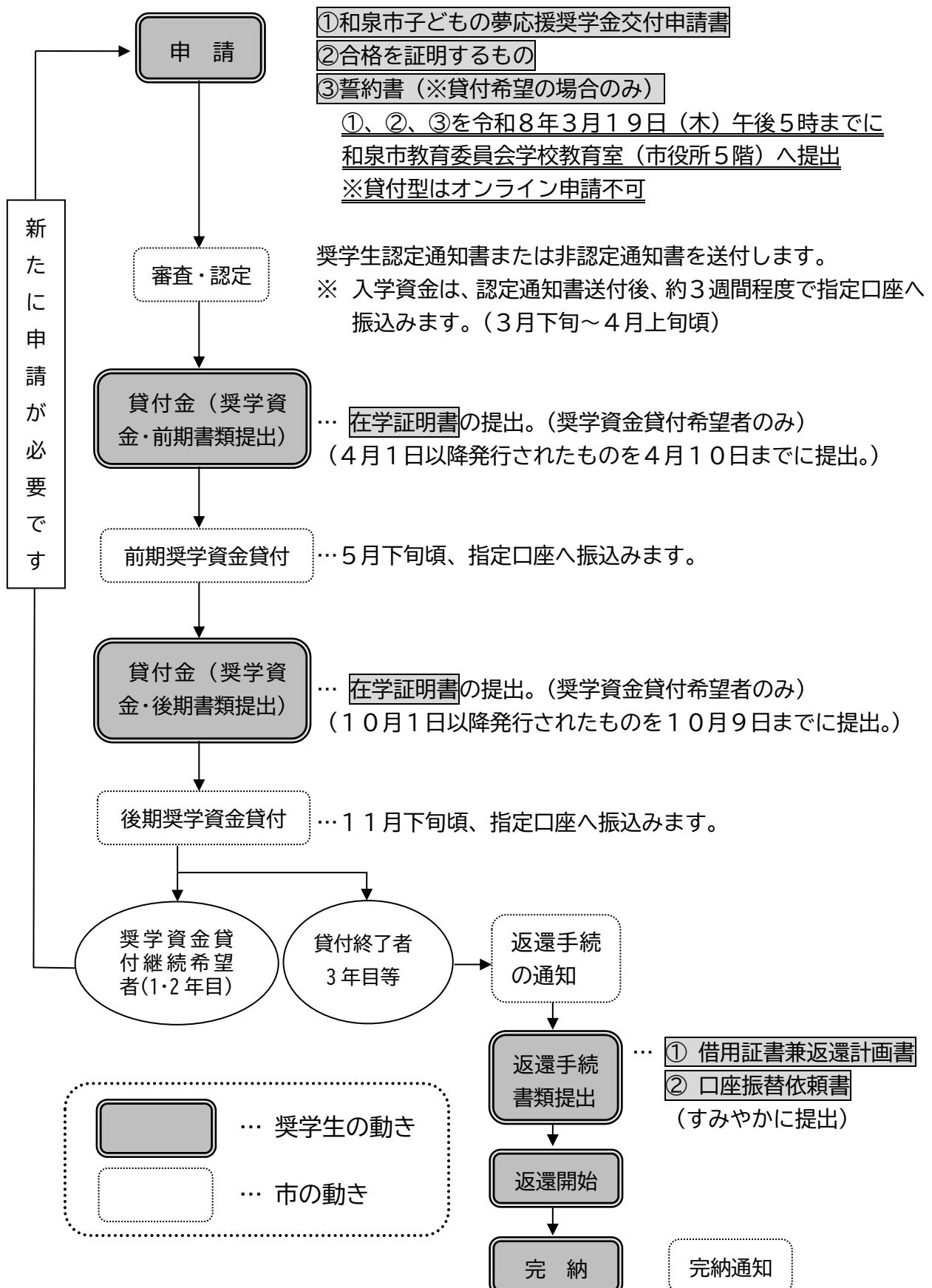
## 【給付型】

### 奨学金申請手続きの流れ（簡略図）



【貸付型】

奨学生申請・返還手続きの流れ（簡略図）



## オンライン申請をされる方へ

### 事前にお読みください

#### ●注意事項

- ・ 給付型のみオンライン申請が可能です。貸付型を申請される方は、オンライン申請はできません。和泉市教育委員会学校教育室の窓口まで申請書をお持ちください。
- ・ 入力内容についてお伺いする場合や、不備があった場合にご連絡しますので、日中につながる電話番号の入力をお願いします。
- ・ 書類に不備がある場合は認定ができません。期日に余裕をもって申請してください。(併願校に合格した時点で申請可能です)

#### ●申請時に必要なもの

##### (1) 画像データ

次の申請書類について申請サイトに画像データのアップロードが必要なため、事前に書類の画像データをご準備ください。

###### ① 合格を証明するもの(下記のいずれか)

→すべての方が必要です

###### ・ 合格証明書または合格通知書

※合格証明書等の発行について、申出が必要な学校もありますのでご注意ください。

(合格証明書、または合格通知書がない場合)

- ・ 「学校名、受験者氏名、合否結果」の明記されたパソコン、携帯画面等の画像
- ・ 「学校名、受験番号、合否結果」の明記された画面の画像と、「受験番号、受験者氏名」のわかる受験票の画像

###### ② 高等学校等に入学して学びたいことを生徒本人が記載したもの

→すべての方が必要です

###### ③ 必要に応じた下記書類

→該当する方のみ

- ・ R7.1.2 以降他市町村より和泉市へ転入された方⇒令和 7 年度(6 年中)所得証明書
- ・ 申請理由が「障害年金、または、遺族年金等の受給者」の方⇒確認できる書類
- ・ 申請理由が「個人事業税の減免」の方⇒確認できる書類
- ・ 申請理由が「現在、失業中で公共職業安定所に求職申込をしている」の方⇒確認できる書類

##### (2) その他

###### ① 生徒本人または保護者の金融機関口座、番号がわかるもの

→すべての方が必要です

###### ② 申請理由が「児童扶養手当の受給」の方 ⇒ 児童扶養手当の証書番号が分かるもの

→該当する方のみ